

目的 経済のストック化と高齢社会の進行により、家計における相続の重要性が増大した。親と子、すなわち世代間資産移転に対する関心は高まり研究調査も多く行われるようになった。しかし、夫と妻、世代内の移転に注目したものはいまだに少ない。そこで、相続税の配偶者控除の制度及び税負担における実態の変遷を解明し、妻の相続と老後保障について考察を行った。

方法 昭和40、45、50、55、60～平成2年の国税庁年次統計書及び12の地方国税局（但し、沖縄は昭和50年から）の税務統計書の課税状況表を用い、相続、被相続、配偶者控除の人数、税額の変遷と制度の関わりをみていく。

結果 明治38年に創設された相続税は戦前には家督相続、遺産相続の2本建てであった。戦後、家制度の崩壊により遺産相続のみとなった。配偶者控除の制度は昭和25年に確立された。その後、改正を重ね、56年から非課税限度額が遺産額の1/2または4000万円までとなった。昭和63年に現行の配偶者の法定相続分相当額または8000万円へ改正された。配偶者控除を受けた人数は40年には約9千人であったが、50年以降増加し62年には約3万6千人になった。63年は基礎控除額も引き上げられたため配偶者控除者は2万3千人に減少した。被相続人数に対する配偶者控除者数の割合は、昭和40年以降60%前後で推移している。一方、相続税額に対する配偶者控除額は40年には6%であったが、その後増加し60年には約30%になった。また、1人当り配偶者控除額も同様の動きを示している。特に、63年の改正時には大幅に増加している。